

## 【保険外併用療養費(選定療養)について】

規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるもののうち、患者様の治療に対する意欲を高める必要がある場合として実施されるもの。

診療項目	自己負担金
脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)	患者様からの徴収額(1単位あたり) 2,695 円

令和7年12月1日